

公の施設の指定管理者の指定の件（資料館）

平成29年（2017年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称

札幌市資料館

2 公の施設の位置

札幌市中央区大通西13丁目

3 指定管理者

札幌市資料館運営共同事業体

（代表団体）

東京都千代田区三番町2番地

株式会社コンベンションリンケージ

代表取締役 平位 博昭

（構成団体）

札幌市中央区北1条西10丁目1番地21

株式会社NTTファシリティーズ北海道

代表取締役社長 田淵 昇

4 指定期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

（理由）

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、資料館の指定管理者を指定するため、本案を提出する。